（2）内航輸送事業者が講ずべき措置

内航輸送が将来、安定的な輸送を持続的に担い得る産業として進化していくためには、何よりも事業者自身が、船員を育成及び確保する主体として、計画認定制度を活用し、①内航海運業界の船舶管理会社に係る登録制度の活用等によるグループ化を通じた内航船員の計画的な育成及び確保や、②資格取得を通じた採用ニーズに即した人材の育成、③退職自衛官、女性などの新たな船員供給源からの船員の育成及び確保等に努力するべきである。

本制度の活用を含め、個々の事業者において、船員を育成し、確保を図る具体的な取組みをこれまで以上に積極的に実施することが期待される。

4．計画の認定に関する基本的な事項

（1）認定の申請に当たっての基本的事項

①　申請者

(1)　トン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、対外船舶運航事業者であること。

(2)　(1)の場合以外の場合にあっては、船舶運航事業者等（日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶運航事業者、船舶貸渡業者、船舶管理会社その他の者をいう。）であること。

②　計画期間

(1)　トン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、認定申請日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から５年であること。

(2)　(1)の場合以外の場合にあっては、認定申請日を含む年度の翌年度の開始の日から３年以上５年以下であること。

③　申請時期

計画期間の開始の１ヶ月前まで（平成29年度に現行計画の計画期間が終了する認定事業者が、トン数標準税制の適用を継続して受けようとする場合にあっては、本基本方針の告示の日から１ヶ月以内）とする。

ただし、法第36条に規定する船員職業安定法の特例の適用を受けようとするときは、計画期間の開始の４ヶ月程度前に申請すること。

（2）計画の認定基準に関する基本的な事項

①　基本方針への適合性（第１号基準）

(1)　トン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、事業内容に応じて外航日本船舶及び外航日本人船員を計画的に増加し、外航日本人船員の計画的な養成を図る計画であるかどうかを１）及び２）に基づき判断する。

1)　外航日本船舶の計画的な確保に関する基準

外航日本船舶の隻数について、５年間の計画期間内に1.2倍以上に増加させる計画であること。

2)　外航日本人船員の計画的な育成及び確保に関する基準

イ　外航船舶を運航する上で必要となる資格である海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための養成を申請者自ら行う（費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含む。）計画であること。

ロ　外航日本人船員について、外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた人数を計画的に養成する計画であること。

ハ　外航日本人船員について、外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた人数を確保する計画であること。

ニ　外航日本人船員が減少しない計画であること。

ホ　外航日本人船員の採用増（中途採用、退職者等の積極活用を含む。）、訓練の充実等に資する具体的な措置を行う計画であること。

(2)　(1)の場合以外の場合にあっては、船員（内航又は外航船員に限る。以下(2)において同じ。）を計画的に採用し、計画的に訓練し、キャリアアップを図る計画であるかどうかを1)及び2)に基づき判断する。

1)　船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者、女性であって船員（運航要員に限る。）になろうとする者又は退職自衛官のいずれかについて、採用及び訓練（退職自衛官等の船員経験者を計画的に採用する場合であって、採用後にキャリアアップのための訓練を実施する必要がない場合を除く。）を行う計画であること。

2)　次のいずれかに該当する計画であること。

イ　グループ化の促進に係る事業

船舶管理会社に係る登録制度の活用等によるグループ化を通じて、船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者のいずれかを計画的に採用し、かつ、採用後に訓練を計画的に実施する計画であること。

ロ　船員の資格取得促進に係る事業

船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者のいずれかを計画的に採用し、これらの者が業務に従事する上で必要となる資格の取得のための訓練を計画的に実施する計画であること。

ハ　新規供給源からの採用促進に係る事業

新規供給源から船員を計画的に採用し、かつ、採用後に事業内容に応じて必要な訓練（退職自衛官等の船員経験者を計画的に採用する場合であって、採用後にキャリアアップのための訓練を実施する必要がない場合を除く。）を計画的に実施する計画であること。

ニ　船員の計画雇用促進に係る事業

退職予定船員数や予備船員数の状況等を踏まえ、事業を円滑に実施するため、船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者を計画的に採用し、かつ、採用後に上級資格の取得その他の訓練を計画的に実施する計画であること。

②　確実かつ効果的な実施可能性（第２号基準）

申請者の事業規模等を勘案して、計画に記載された資金の額及び調達方法が適切であるかどうかを判断する。また、当該資金の額、計画の実施体制等に鑑み、トン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の育成及び確保が、その他の場合にあっては、船員の採用及び訓練が、確実かつ効果的に実施される見込みがあるかどうか等を判断する。

③　計画期間（第３号基準）

（1）②に同じ。

④　船員職業安定法の特例（第４号基準）

法第35条第３項第４号に定めるとおりとする。

⑤　トン数標準税制の適用（第５号基準）

法第35条第３項第５号に定めるとおりとする。

⑥　その他

更なる詳細については、本基本方針を踏まえ、計画の認定に関する基準として別に定めるところによる。

（3）計画の記載事項

計画の記載事項は、法第35条第２項に定めるとおりとする。

（4）トン数標準税制の適用を引き続き受けるための計画の申請等

計画の認定を受けた者は、計画期間が終了する場合において、再度計画を作成し、その認定を申請することができる。トン数標準税制の適用を継続して受けようとする場合は、現行計画の最終年度であって、計画期間の終了の１ヶ月前まで（平成29年度に現行計画の計画期間が終了する場合にあっては、本基本方針の告示の日から１ヶ月以内）に新計画の認定の申請を行うものとする。

国土交通大臣は、現行計画に従った日本船舶及び船員の確保の状況、並びに現行計画と新計画の継続性の観点からも審査を行い、認定を行うこととする。